

船舶料理士に関する省令の一部改正について

平成 23 年 2 月
海事局運航労務課

1. 経緯

平成 22 年 5 月に策定された「国土交通省成長戦略」に関する報告において、日本籍船を中核とした日本商船隊の競争力強化を図ることとされ、日本籍船の増加に向け、船員資格に係る手続きの簡素化が求められた。

本報告を受けて、平成 22 年 10 月より、学識経験者及び海事関係者から構成される「成長戦略船員資格検討会」を設置し、各種船員資格に関する手続きの簡素化等に関する検討を行った結果、昨年 12 月の中間取りまとめにおいては、船舶料理士資格に関し、船内調理業務の遂行に必要な知識・技能の確認について「船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有することの船長等による証明要件」を廃止する等の結論が得られたところである。

本中間とりまとめを踏まえ、船舶料理士資格に係る資格取得手続きを定める「船舶料理士に関する省令」（昭和 50 年運輸省令第 7 号。以下「省令」という。）の一部改正を行うこととする。

2. 改正内容

（1）船内における調理業務能力に係る船長承認等の廃止

船舶料理士資格取得の要件である船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有すると二人以上の船長が認めること等を廃止する。

（省令第 2 条第 3 号）

（2）船舶料理士資格証明書の交付申請の際の添付書類の廃止

（1）の改正に伴い、船舶料理士資格証明書の交付申請の際の添付書類として求めている船内における調理業務についての船長承認等の証明書類についても廃止する。

（省令第 4 条第 1 項第 2 号）

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成 23 年 3 月

施 行：平成 23 年 4 月 1 日

II 海運力の発揮

1. 日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力強化

- 外航海運税制の戦略的見直し等による日本商船隊の競争条件の均衡化。
- **日本籍船に係る船舶設備・船員の資格に関する手続きの見直し。**

2. 「海洋立国日本」を支える船員（海技者）の確保・育成

- 日本人船員の雇用の促進を推進するための効果的なインセンティブの付与。
- 船員という職業の意義や魅力についての認知度向上等。

海洋分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）（抜粋）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
海運力の発揮	日本籍船の増加に向けた船員資格に係る手続きの簡素化	（船舶料理士関係） 船舶料理士の資格取得について、船長による能力承認等が必要とされている。	（船舶料理士関係） 船長による能力承認等の手続きにおいて煩雑な部分がある。	船員法	—

【第4回成長戦略船員資格検討会（平成22年12月16日）】

日本籍船に乗り組む外国人船員の資格に関する簡素化・見直しの方向性について （中間とりまとめ）＜抜粋＞

III 船舶料理士等資格関係

1. 船舶料理士資格関係

次に掲げる措置を講ずる。

- (1) (財)日本船員福利雇用促進センター（SECOJ）が実施する船舶料理士試験の受験を予定する外国人船員を対象として船社の研修施設において実施されている船舶料理士講習について、講習内容の充実を図るとともに適正な修了試験の実施が確保されることを前提として、当該講習の修了をもって船舶料理士試験の合格と同等と取り扱うことにより、日本籍船に乗り組む外国人船員の船舶料理士資格取得の円滑化を図る。

- (2) あわせて、現在、年齢要件、船内調理業務に係る経験年数要件に加え、船舶料理士の資格要件とされている船内調理業務の遂行に必要な知識・技能の確認については、「船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有することの船長等による証明要件」を廃止し、試験又は試験合格と同等以上の認定を受ける講習課程の修了等に一元化することにより、当該資格取得に係る手続きの簡素・合理化を図る。

船舶料理士資格制度の概要

目的： 船員の健康保持のため

対象船舶： 遠洋区域若しくは近海区域を航行する船舶又は第三種の従業制限を有する漁船であって総トン数1,000トン以上

根拠規定： 船員法第80条、船舶料理士に関する省令

【資格取得要件】

1. 年齢

20歳以上

2. 業務経験

1年以上の船内調理業務経験（*（独）海員学校司ちゅう・事務科卒は6月以上）

3. 能力証明

**船内調理業務を適正に行う能力について、2人以上の船長による証明。
日本人の嗜好を考慮した供食能力については、日本人の船長又は船舶職員の証明が必要。**

4. 試験合格等

①

船舶料理士試験に合格

【試験実施機関】

- ・ 船員災害防止協会
- ・ 財団法人日本船員福利雇用促進センター（SECOJ）

【試験内容】

- ・ 学科試験3時間
（食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論）
- ・ 実技試験2時間
（日本、西洋、中華）

②

（独）海員学校の
司ちゅう・事務科を
卒業

③

調理師、栄養士
その他①又は②
と同等以上の能
力を有すると認め
られること



「成長戦略船員資格検討会」の中間とりまとめを踏まえ、船社研修施設において実施する講習の同等認定を行う予定

船舶料理士資格取得

<* 平成21年度取得者数： 151人（日本人 72人、外国人 79人）>